

「健診システム開発業務」提案書作成仕様書

1 提案内容

「健診システム開発業務」プロポーザル実施要領に基づき、提案者の具体的な提案内容を記載した提出書類を作成すること。提案書の作成においては「健診システム開発業務内容」(様式7)を基に作成すること。

2 提出書類

(1) 提案書(本文)

本仕様書3に記載する「提案要求項目」について提案者の提案内容を記入した提案書。

(2) 機能要件確認表

本仕様書4に記載する「要求仕様書記入方法」に基づき、山梨県健康管理事業団(以下「事業団」という。)が想定している機能に対して提案者の提案するシステムでの対応状況を記入した「健診システム開発業務」機能要件確認表(様式8)。

(3) 費用積算表

本仕様書5に記載する「費用積算表記入方法」に基づき記入した「健診システム開発業務」費用積算表(様式9)。

3 提案書(本文) 作成方法

(1) 提案要求項目

「健診システム開発業務」評価基準(以下「評価基準」という。)の各項目(項番1-1から項番3-21)に沿って、具体的な提案内容を提示すること。

(2) 様式等

ア 提案書の様式は任意とする。

イ 提案書の内容については、評価基準の各項目・項番に沿って作成すること。評価基準のどの項番に対する提案か分かるように示すこと(記述例「対応項番:3-1」)。

ウ 評価基準の複数の項番に対し、まとめて提案を記述してもよい(記述例「対応項番:3-1,3-2」)。

エ 提出書類はA4版(縦・横可)の両面印刷を原則とする。ただし、提案書(本文)については50ページ以内とし、ページ番号を付すること。

オ 定量的に把握可能な事項については、可能な限りその数量を明記し、それが困難な場合は定性的に把握可能な表現を用いて簡潔に記述すること。また、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現を用いて記述すること。

カ 提案書は見出しやインデックス等で見やすい工夫を施し、ファイリングすること。

4 機能要件確認表 記入方法

事業団が想定している機能に対して、提案者の提案するシステムでの対応状況について、以下の判定基準により、「対応状況」欄に記入すること。判定は貴社の想定する導入スケジュールのテスト工程時点での対応状況を回答すること。

【回答選択肢】

A: 標準対応可能

記載要件の全てが対応可能な場合にのみ選択すること。一部機能のみで対応ができない場合等は、「備考」欄にその機能を記載し、「対応状況」欄はB～Eで回答すること。

B: 対応予定

「備考」欄に対応予定時期を記載すること。

C: 標準対応不可だが、オプションまたはカスタマイズにより対応

「備考」欄に「オプション、カスタマイズ費用」を記載すること。

さらに健診システム本体のバージョンアップの際に、大規模な再カスタマイズが必要となる場合は「備考」欄にその旨も記載すること。

D: 健診システムには含まれず、アドオン機能により対応

※アドオン…機能要件等が合致しない部分について原則的に他のパッケージソフト等で追加機能を実現すること。

E: 代替案で対応

この機能要件の実現を可能とする具体的な方策を必ず「備考」欄に記入すること。

この機能要件の実現を不要とする場合は、必ずその具体的な理由を「備考」欄に記入すること。

「代替案」欄に代替案の記入がない場合、または事業団で実現不可能と判断した場合は

Z「対応不可」とみなす。

Z: 対応不可

※備考欄のスペースに記載できない場合は、別紙○参照と記述し、「健診システム開発業務」機能要件確認表(様式8)の末尾に別紙を追加して補足することを可能とする。

5 費用積算表 記入方法

開発費用及び運用費用については、次の(1)から(6)までの区分ごとに費用積算して記入する。
費用は過剰なスペックではなく、費用対効果を勘案した実現性のあるものとする。

(1) 構築費用

- ・標準パッケージに対する要件定義・設計・データセットアップ費用・テスト費用・検証作業及び操作研修等の費用。
- ・データセットアップ費用には旧システム抽出されたデータの加工、修正及び生成並びに新システムへのデータ取込費用、移行元からの移行作業に関する請求を含むこと。
- ・現行会場受付システムとの接続費用について現行会場受付システム業者からの接続調整作業に関する請求を含むこと。
- ・その他外部連携について連携にあたり外部連携先から請求が発生する場合はその費用を含むこと
- ・事業団が主で行うテストであっても、貴社が支援する場合にはその支援する費用も含むこと。

(2) カスタマイズ費用

- ・標準仕様に対するカスタマイズの設計・開発・テスト等の費用。

(3) ソフトウェア費用

- ・健診システムを動作する上で必要なパッケージソフトウェア費用。健診システムのシステム利用料がある場合はここに含めること。システム利用料は、60ヶ月分の費用を見込むこと。

(4) ハードウェア費用

- ・システムを動作する上で必要なサーバ、ストレージ等のハードウェア費用。事業団が端末の調達を行う事を認めない場合、端末 50 台の費用も含めること。

(5) ミドルウェア費用

- ・健診システム本体以外に必要なミドルウェア等のソフトウェア費用。

(6) 保守費用

- ・健診システム本体、ハードウェア及びミドルウェア等ソフトウェアの保守費用。60ヶ月分の費用を記載すること。